

看護師養成所管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 2 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 3 号

看護師養成所管理運営規則の一部を改正する規則

看護師養成所管理運営規則（昭和 45 年岩手県規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入学資格)</p> <p>第 6 条 学院に入学することができる者は、次に掲げる者で入学試験に合格したものでなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 岩手県立一関高等看護学院、岩手県立宮古高等看護学院及び岩手県立二戸高等看護学院にあつては、学校教育法 <u>第56条第 1 項</u>に該当する者</p>	<p>(入学資格)</p> <p>第 6 条 学院に入学することができる者は、次に掲げる者で入学試験に合格したものでなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 岩手県立一関高等看護学院、岩手県立宮古高等看護学院及び岩手県立二戸高等看護学院にあつては、学校教育法 <u>第90条第 1 項</u>に該当する者</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。